

三田市指定ごみ袋広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成18年8月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき三田市が発行する三田市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）に掲出する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告枠の大きさ及び掲出位置)

第2条 広告枠の大きさは、次のとおりとする。

(1)指定袋本体（可燃・大） 縦100ミリメートル、横400ミリメートル

(2)指定袋外袋（可燃・大） 縦100ミリメートル、横200ミリメートル

2 広告枠の掲出位置は、指定袋を担当する課の課長が決定する。

3 広告枠及び広告は市の指定する色で単色刷りとする。

(掲出料金)

第3条 広告掲出料金は、次のとおりとする。

(1)指定袋本体（可燃・大） 1万枚当たり1,000円

(2)指定袋外袋（可燃・大） 1万枚当たり3,000円

(掲出申込)

第4条 広告申込者は、市長が指定する期日までに、要綱第7条に規定する広告掲出申込書等に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(掲出の決定等)

第5条 市長は、前条の広告掲出申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲出の可否を決定しなければならない。

2 広告掲出決定の優先順位は、要綱第4条の規定に基づくものとし、同一順位中に申込みが複数ある場合は、抽選とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認められるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告の版下作成)

第6条 広告申込者は、広告掲出決定後市長が指定する期日までに広告の版下を作成するものとする。

2 広告の版下作成に係る費用は、広告申込者が負担するものとする。

(広告掲出の辞退)

第7条 広告申込者は、要綱第13条第2号の規定により広告掲出の辞退の申出をしようとするときは、広告を掲出する指定袋の製作日までに申し出るものとする。

(広告掲出料金の還付)

第8条 既納の広告掲出料金は還付しない。ただし、次の各号に掲げる理由があるときは、この限りでない。

- (1) 市の都合により広告の掲出ができなくなったとき
- (2) 広告申込者の責めに帰すべき理由ではなく広告成果物に瑕疵があったとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 前項第1号及び第2号の規定により還付する掲出料金は、第3条に規定する額とし、同項第3号の規定により還付する掲出料金は、市及び広告申込者双方協議の上、決定する。

(広告申込者の責務)

第9条 広告申込者は、その責めに帰すべき事由で市又は第三者に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか市指定ごみ袋の広告の掲出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年12月19日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。